

News Letter 2025年7月号

中小企業の「攻めの経営」を応援 経営力向上計画で設備投資を後押し!!



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 経営力向上計画とは
- 2 認定をとるメリット
- 3 制度活用の流れ
- 4 申請書様式の内容
- 5 申請方法について

① 経営力向上計画とは

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

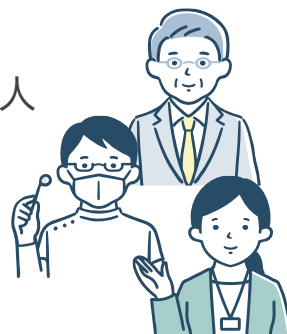
また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

認定を受けられる「特定事業者等」の規模

中小企業等経営強化法
第2条第6項



- **会社**または**個人事業主**
- **医業、歯科医業**を主たる事業とする法人（医療法人等）
- **社会福祉法人**
- **特定非営利活動法人**
- 従業員数：**2,000人以下**



また、一般社団法人、企業組合や協業組合、事業協同組合等についても経営力向上計画の認定を受けることができます。

② 認定をとるメリット

メリットは大きく『3つ』

税制優遇

即時償却又は税額控除が利用可能

中小企業経営強化税制(法人税 所得税)の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能

対象設備	平成29年4月1日から令和9年3月31日までに導入した対象設備
利用できる方	資本金1億円以下の法人、個人事業主など
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備であることなど

金融支援

融資や信用保証などの支援措置により、資金調達がスムーズに日本政策金融公庫による融資等様々な支援が受けられます。

法的支援

事業承継などに関する法的な特例措置を受けられます。

2025年4月1日
以降の変更点

2025年4月1日より、経営力向上計画の申請に関する柔軟な取扱い（工業会証明書(A類型)、経産局確認書(B・C類型)の申請手続と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことを可能とする特例。)が終了となっております。

③ 制度活用の流れ

1

制度の活用を検討 / 事前確認・準備

2

経営力向上計画の策定

- ① 「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認
- ② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認
- ③ 事業分野別指針(または基本方針)を踏まえて経営力向上計画の策定

3

経営力向上計画の申請・確認

- ① 各事業分野の主務大臣の計画申請書(必要書類)を提出
- ② 認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請の写しが交付されます。

4

経営力向上計画の開始、取組の実行

④ 申請書様式の内容

申請様式は
3枚!



1 企業の概要

2 現状認識

3 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

4 経営力向上の内容

5 事業承継等の時期及び内容
(事業承継等を行う場合に限ります。)
など、簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。



⑤ 申請方法について

郵送での申請

- ① 経営力向上計画申請
プラットフォームで申請書を作成
- ② PDFで出力
- ③ 郵送にて送付

電子申請

- ① 経営力向上計画申請
プラットフォームで申請書を作成
- ② 電子申請を行う

電子申請が
オススメ

電子申請について

経営力向上計画申請プラットフォームを利用するためには、GビズIDプライムが必要です。事前の取得をしましょう！

電子申請の メリット

- 申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- 申請書作成にあたり、一時保存した暫定版の申請書を印刷し、確認することが可能です。
- 申請書の郵送費用が不要になります。
- 審査の進捗状況が確認できます。

省庁名	電子申請対応状況
金融庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	【電子申請及び電子認定に対応】プラットフォームで電子申請及び認定書のダウンロードが可能
警察庁、厚生労働省	【電子申請のみ対応】プラットフォームで電子申請が可能(認定書は郵送)
法務省、財務省、国税庁、こども家庭庁	【紙申請のみ】プラットフォームで申請書を作成し、印刷して郵送申請が可能

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会